

第62回臨時会

伊方町議会議録

令和6年2月9日 開会

伊方町議会

第 62 回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	令和 6 年 2 月 9 日	
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場	
開会（開議）	2 月 9 日 11 時 15 分宣告	
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 6 番 清家慎太郎 7 番 福島 大朝 8 番 山本 吉昭 9 番 小泉 和也 10 番 中村 敏彦 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬 13 番 菊池 隼人	
欠席議員	なし	
欠員	14 番	
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 浅海 恒成	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 上田 時茂 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 三好 要 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀 建 設 課 長 寺谷 哲也 会 計 管 理 者 谷口 良二 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山藤 一也	
町長提出議案の項目	議案第 1 号 町長の専決処分事項報告について (令和 5 年度伊方町一般会計補正予算 (第 7 号)) 議案第 2 号 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について 議案第 3 号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第 4 号 茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の変更締結について 議案第 5 号 町道宇和海線道路改良工事 (6 工区) 請負契約の変更締結につ いて 議案第 6 号 四ツ浜 (川之浜) 漁港防波堤改良工事請負契約の変更締結につ いて	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)	
	3 番 高月芳人議員	4 番 木嶋英幸議員

伊方町議会第62回臨時会議事日程

令和6年2月9日(金)
午前11時15分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長の専決処分事項報告について
(令和5年度伊方町一般会計補正予算(第7号)) (議案第1号)

第 4 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について (議案第2号)

第 5 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第3号)

第 6 茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の変更締結について(議案第4号)

第 7 町道宇和海線道路改良工事(6工区)請負契約の変更締結について
(議案第5号)

第 8 四ツ浜(川之浜)漁港防波堤改良工事請負契約の変更締結について
(議案第6号)

1 閉会宣告

開会宣告（11時15分）

○議長（菊池隼人）おはようございます。これより、伊方町議会第62回臨時会を開会いたします。
只今の出席議員は、13名であります。
よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 本日、ここに、伊方町議会第62回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、議員の皆様方には、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まず、年明け早々に、正月気分が吹き飛ばような出来事が起こりました。能登半島地震。震度7という、想像を絶するような揺れでございました。まさに青天の霹靂、災害はいつ起きるかわからないということ、改めて痛感した次第でございます。亡くなられた方々に対し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々に対して、心よりお見舞いを申し上げます。本町におきましては、庁舎内の募金箱の設置のほか、今週から、被災地における避難所運営などの支援を行うための職員を、現地へ派遣したところでございます。また今回、半島で起きた地震によって道路が寸断され、集落が孤立することを目の当たりにし、改めて、佐田岬半島で行うべき事前の対策について、真剣に見直す、強化をしなければならない、強く感じているところでございます。

また、瀬戸球場の民間活用につきましては、先ほどの議員全員協議会において報告いたしましたとおり、議会や教育委員会をはじめ、関係者の皆様からいただいたご意見を踏まえて検討をした結果、町が最重要課題に掲げる「産業と雇用の創出」が見込まれますとともに、地域への高い経済効果が期待できるものであり、町の将来にとって有益であると判断し、町として貸し付けることを決定いたしました。

なお、貸し付けにあたりましては、防災対策や代替施設の提供、生徒や周辺住民の安全対策など、町として行うべき対応について、積極的に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、年末から仮営業を行っておりました、佐田岬亀ヶ池温泉が、今月1日にグランドオープンいたしました。再建にあたりましては、議員各位を始め町内外から多くの温かいご支援をいただいたわけでございますが、その感謝の気持ちを忘れずに、この施設の運営を指導してまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、本日ご提案をいたします案件でございますが、

- ・補正予算 1件
- ・条例改正 2件

・工事請負契約の変更締結 3件でございます。

いずれも町政を進めるうえで重要な案件でございますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番高月芳人議員、4番木嶋英幸議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1日間と決定いたしました。

議案第1号

○議長（菊池隼人） 日程第3「町長の専決処分事項報告について（令和5年度伊方町一般会計補正予算（第7号）」議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第1号令和5年度伊方町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正額は、1,088万2千円を追加し、総額を119億9,077万円とするものであります。

補正内容は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける、低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり、5万円を追加支給するもので、急を要するため、本年1月15日付けで専決処分をしたものでございます。

歳出として3款、民生費に物価高騰対応重点支援事業1,088万2千円を計上し、これに対します歳入として、14款、国庫支出金2項 国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,088万2千円を計上いたしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（菊池隼人） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第1号「町長の専決処分報告事項について（令和5年度伊方町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第2号

○議長（菊池隼人） 日程第4「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 議案第2号伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、戸籍法及び、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を定めるものでございます。改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、1頁、2頁をお願いします。

第2条第1項第1号及び同項第3号では広域交付に対応した改正で、本籍地以外での戸籍証明書に関する交付手数料の額は、戸籍証明書1通につき450円とし、本籍地以外での除籍証明書に関する交付手数料の額は除籍証明書1通につき750円とするものでございます。

同項第1号の次に第1号の2を追加し、戸籍電子証明書提供用識別符号に関する発行手数料の額は、1件につき400円とし、同項第3号の次に第3号の2を追加し除籍電子証明書提供用識別符号に関する発行手数料の額は、1件につき700円とするものでございます。

ただし、当該符号の請求及び発行が、マイナポータルにより行われる場合及び、当該符号の発行の請求と同時に、当該戸籍電子証明書等に記録された事項と、同一の事項が記載された戸籍謄本等の請求を行う場合は、発行手数料は徴収しないことといたします。3頁をお願いします。

同項第5号では、届書等情報の内容に係る証明書の交付手数料の額は、1件につき350円とし、同項第6号では、前号に規定する情報内容の閲覧の額は、1件につき350円とするものです。

なお、この条例は、令和6年3月1日から施行するものでございます。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって議案第2号「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり可決されました。

議案第3号

○議長（菊池隼人） 日程第5「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（菊池隼人） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第3号伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、瀬戸球場を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別表第1中、瀬戸球場の項を削り、また瀬戸球場の使用料を定めております、別表第6を削り、別表第7を別表第6とし、第4条中の別表第7の記載を別表第6に改めるものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、令和6年4月1日からとしております。以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） このことについては、三回ほど教育委員会で、会合をされたとお伺いしておりますが、その内容について先ほど教育長が述べられましたけれども、私の聞いている範囲では教育長さん以外の委員さんは、このことについては「異議がある」と「納得ができない」というふうな話を聞いておりますが、このことについて、それは事実ですか。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 個別に色々なご意見を、教育委員の方はお持ちだろうと思っておりますし、そういう内容については、色々ございます。ただ、議員がどなたから、どのようなことを聞いたか、そういうことはわかりませんが、先ほどご説明した内容というのが、委員の皆様の確認した取り纏めの内容の全てでございます。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） それは間違いないですね。この今回の条例について私はですよ、私は先ほど言うたように、他の委員さん、町、局長に言わずとも、委員さんは「承諾できない」というふうなことを聞いていますので。それは、先ほど教育長が言ったように「取り纏めはこうですよ」という話はある中で先ほど、全協でも言わせてもらいましたけども。「文書についてはこうですよ、教育委員の了解が得れば、公開しますよ」ということなんです。いわゆる今回のことについて非常にこう私は、最初から違和感があると申し上げておりました。そのことについて、やはりあまりにも、このことに、期間は短いし、そのこのことについて、地域の説明会とか色々されましたけど、全体的に、私は全体的に、意見が多かったのは、期間が短い、それと、いわゆる防災のそういう拠点にいかがなものかなというのは、ほとんどの瀬戸の町民の意見だったと思うんですよ。そういう形の中で、教育長さんがそういうふうに「教育委員会の見解はこうですよ」ということなんでしょうけども。再度お尋ねします。間違いないですね、そのことについては。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 一貫して、反対の委員さんはおられました。ただ、教育委員会全体の取り纏めとしては、このように確認しておりますので間違いございません。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） 賛成の委員さんはおられましたか。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 賛成・反対というのは、はっきり賛成、はっきり反対というような、そういうような御意見というのは、先ほど申した通りでございます。こういう提案そのものは賛成であるが、時期が悪いので。違和感というのは、そういう違和感だろうと思います。

先ほどの取り纏めの内容で「こうであるか、こうであるならこうである」。先ほど取り纏めの通りのお答えだろうと思います。それが教育委員会としての賛成である、ということです。それでよろしいでしょうか。

○議長（菊池隼人） 他、ご質疑ございませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 確認したいと思うんで、確認なんですけども、先ほどの全協の時に山本議員から質問があった、議員のことで、政策課長がお答えした内容は、例えば、課長の思いで言われたのか、同じように町長も同意見であったのか、そのことに関して、弁護士に確認しているかどうか、もう一度教えてください。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩します

（休憩 11：33～11：34）

○議長（菊池隼人） それでは再開いたします。他に質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） 先ほども申しましたけれども、全般的にやはりこの案が非常に気掛かりです、今回のことについても。やはりこの体育施設というのは、瀬戸町民がやはりその防災の面からも、今、現在そのクラブチームで野球をやっている子供達にもね、そうゆうためにも、やはりここは、やはり存続さすべきだと私は思います。この案、条例案については反対をいたします。

○議長（菊池隼人） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） この案件は、冷凍流通倉庫と表裏一体ものであるというふうな話であるので、このことについて賛成討論をさせていただきたいんですけども。この計画に、この条例の元となる、冷凍流通倉庫計画というのは、現状で百点満点ではない計画かもしれませんが、まずもって町の最重要政策、産業創出、雇用対策、定住促進これを十分に満たす可能性が高いものでもありますし、また従来できなかった食料備蓄も可能にするものであります。

さらに、これを建設するにあたり、町は学校や野球チームの配慮もしっかりと対応することを考えておられますし、避難計画につきましては更に、終わりなき見直しをするというふうに聞いております。

また、この急速冷凍機というのは、伊方町の一時産品の、新たな商品開発の可能性を大きく広げてもらえるものでありますので、色々な様々なご意見、想定できる事象を、町長が多角的な側面から受理された末の判断ということでありまして、色々な誹謗中傷もあったと思いますけども、ここで、やはり帳尻をささっと照らし合わせまして、政策を判断され、そしてまたこの表裏一体の条例が提案された。ということで、この条例につきましては、ひいては、産業促進、雇用促進、定住促進と、一次産品の新たな商品開発の活用ということにも、可能性を十分に秘めた事業に対しての、関連する条例だと思いますので、私はこの条例に賛成をいたします。

○議長（菊池隼人） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 現時点でやはりまだ、子供達というか、中学生がまだ通学している、現存の中学校が同じ区画にあります。それと、その区画の出入り、一般道っていう、出入り口が一か所だけとなるとやはりどうしても、工事車両とかその後のトラックの出入り、後、騒音とか臭い、教育環境としてはすごく恵まれないところに、あえてすることがいるのかなと。それよりは本当に瀬戸の今の教育委員会の方針で、瀬戸中学校を統合するというような方針が何年か後には出てますので、それからで、子供達が閉校になって、いなくなったっていうのであれば、そこから考えていけばいいんじゃないかなと私は思うので反対します。

○議長（菊池隼人） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（菊池隼人） 小泉議員

○議員（小泉和也） 条例改正は瀬戸球場の廃止ですね。瀬戸球場を廃止して、町民グラウンドを使おうと、考えているわけですね。代替ですね。町民グラウンドも結構遊んでいるので、やっぱり、そのまま使っていただいた方が、有効活用できる。それと、これ一番はですね、その町の将来のことを考えてこの瀬戸球場を有効利用しようと考えているわけですね、理事者側は。将来的に一番は人口減を抑えるとかですね、雇用とか、企業が入ってくる固定資産税とか、そういうメリットがあるんですよ。そういうメリットは逃すべきじゃないと私は考えますので、賛成いたします。

○議長（菊池隼人） 他に討論ございませんか。以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案を原案の通り採決することに賛成の方はご起立願います。起立多数と認めます。

よって、議案第3号は「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号

○議長（菊池隼人） 日程第6号「茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の変更締結について」議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第4号茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の変更締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、国道197号と伊方越・亀浦地区の瀬戸内側を結ぶ、バイパス町道のトンネル照明設備の更新事業であります。

現在施工中であります。変更前請負金額1億670万円を541万6千円増額し、変更後請負金額を1億1,211万6千円とし事業の完成を図るものです。

主な変更内容は、高所作業車の運転単価を直近の積算手法を準用し、運転労務費、及び、燃料費を別途計上とした事、及び、同運転日数を実績により 60 日から 90 日に変更した事によるものであります。概要につきましては、別添図面に示させて頂いておりますので、お目通しをお願い致します。

変更内容が当初発注の一連作業であり、切り離して施工することが困難なため、当初発注業者に変更を提案させて頂くものであります。

なお、契約の相手方につきましては、伊方電気工事株式会社で、工期につきましては、令和 6 年 3 月 22 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 4 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号「茅トンネル他照明設備更新工事請負契約の変更締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 号

○議長（菊池隼人） 日程第 7「町道宇和海線道路改良工事（6 工区）請負契約の変更締結について」議案第 5 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 5 号町道宇和海線道路改良工事（6 工区）請負契約の変更締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、主要幹線道路における線形不良及び幅員狭小による離合困難を解消する事を目的に道路改良工事を実施しているものであります。

現在施行中でありましたが、変更前請負金額 7,843 万円を 351 万 3 千円減額し、変更後請負金額を 7,491 万 7 千円とし年度事業の完成を図るものです。

主な変更内容は、実績に伴う交通誘導員及び伐採木の処分数量の減によるものであります。

概要につきましては、別添図面に示させて頂いておりますので、お目通しをお願い致します。

変更内容が当初発注の一連作業であり、切り離して施工することが困難なため、当初発注業者に変更を提案させて頂くものであります。

なお、契約の相手方につきましては、藤川建設有限会社で、工期につきましては、令和 6 年 3 月 8 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第5号「町道宇和海線道路改良工事（6工区）請負契約の変更締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号

○議長（菊池隼人） 日程第8「四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事請負契約の変更締結について」議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第6号四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事請負契約の変更締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、荒天時において漁船が他港への避難を余儀なくされている現状を解消する事を目的に、港内の静穏度を確保するため、防波堤の延伸事業を実施しているものであります。

現在施工中であります。変更前請負金額7,568万円を432万円増額し、変更後請負金額を8千円とし本年度事業の完成を図るものです。

主な変更内容は、入札減少金等により発生した補助金の残額を活用するもので、消波ブロック32t製作を5個、被覆ブロック10t製作を4個、それぞれ追加製作を行い事業の促進を図るものであります。概要につきましては、別添図面に示させて頂いておりますので、お目通しをお願い致します。変更内容が当初発注の一連作業であり、切り離して施工することが困難なため、当初発注業者に変更を提案させて頂くものであります。

なお、契約の相手方につきましては、藤川建設有限会社で、工期につきましては、令和6年3月25日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） この工事、消波ブロックとか、延伸になっていますけど、川之浜というところは強風ですごく、高波が来ます。それで、今後、今ある防波堤の越波も、考えておかないといけないんじゃないかなと思うんですけど。今の時点で、今後その嵩上げするとか、もうすぐそれもするというようなことまでは、まだ考えられてないでしょうか。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 将来計画と申しますか、今回防波堤の延伸の目的は、先ほども説明させていただきましたように港内の静穏度、要するに波が高い。これにつきましては、防波堤を回り込むためにというものを対象にそれを防ぐための防波堤の延伸ということで考えています。当然、この基を設計するうえでは現在の指針による、新しい波の計算においてポイントを作りますので、既存の防波堤についても今後、機能強化というふうなもの基本的には考えていこうというふうには、認識しております。しかし、それは今後検討していこうということで、今、現時点においては防波堤の延伸に進んでいくというふうに考えております。以上です。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第6号「四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事請負契約の変更締結について」は、原案のとおり可決されました。

閉会挨拶

○議長（菊池隼人） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、提案をいたしました全議案に対して、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも、議員各位におかれましては、町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（菊池隼人） これをもちまして、伊方町議会第62回臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉会時間 11時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員

